

(様式9)

自動証明写真機設置管理協定書

新発田市 新発田市長 二階堂 馨 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、乙が行政財産使用許可申請に基づき設置する自動証明写真機 (以下「機器」という。) の設置管理に関し、行政財産使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

(設置場所及び台数)

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に機器を設置し、管理するものとする。

設置場所：

設置台数：台

(行政財産目的外使用の許可及び使用料)

第2条 乙は、甲の指定する期日までに、機器の設置に伴う行政財産使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

(協定期間)

第3条 機器の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。ただし、設置施設の運営形態や自動証明写真機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和13年3月31日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する機器の設置期間とする。

(電気使用料)

第4条 乙は、機器の運転に伴う電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(自動証明写真機加算金)

第5条 自動証明写真機加算金は各機器の各月の売上実績額に、加算率 . % を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各機器に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び加算金額を、当該月の翌月 日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、加算金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

(設置費用等)

第6条 機器の設置、交換、移動、撤去、安全対策等の費用は、全て乙の負担とする。

(機器の機能)

第7条 設置する自動証明写真機の機能については、次に定めるとおりとする。

- (1) 運転免許証、雇用保険、履歴書、障害者手帳、マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）に対応する写真サイズについて、撮影が可能であること。
- (2) 撮影した画像を確認し、撮り直しが可能であること。
- (3) 日本語、英語、中国語に対応していること。
- (4) 1,000円紙幣、500円硬貨、100円硬貨に対応していること。
- (5) 領収書発行機能を有していること。
- (6) 電球にLEDの使用、未使用時の消灯等の省電力対応を行い、環境に配慮したものであること。

（販売価格）

第8条 販売価格は、市場価格に順じた適正な販売単価かつ継続的に機器を設置することが望める価格設定とすること。

2 乙は、販売価格帯を新設又は変更しようとするときは、甲乙事前協議すること。

（維持管理責任等）

第9条 消耗品等の補充及び金銭管理等機器の維持管理については、乙は第三者（暴力団員に該当しない者に限る。）へ委託することができるものとする。

2 乙は、消耗品等の補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、機器の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、機器を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、自動証明写真機の管理関係等に関する届出書に当該委託契約書又は協定書等の写しを添え、甲に提出しなければならない。

4 乙は、機器の設置に際し、関係機関等への届出等が必要な場合は遅滞なく手続を行わなければならない。

5 乙は、機器の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。

6 機器の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

（機器設置の中止）

第10条 乙は、行政財産使用許可申請を取り下げることにより、機器の設置を中止することができる。

2 前項の規定により行政財産使用許可申請を取り下げるときは、乙は4か月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により行政財産使用許可申請を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

（協力関係）

第11条 甲は、機器の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、機器の倒壊、盗難事故及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(機器の盗難及び破損)

第13条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該機器の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、機器が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、機器の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(売上調査)

第14条 甲は、必要に応じて、機器に係る売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(機器の交換)

第15条 乙が、機器の交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産使用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(4) 第4条、第5条及び第6条の規定による加算金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに機器を撤去しなければならない。

4 乙は、機器を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第18条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市 新発田市長

乙